

母子家庭等医療費助成制度（Q&A）

助成内容に関すること

Q.母子家庭等医療費助成制度とは、どのような制度ですか？

A.ひとり親家庭等の父母（または養育者）と、その方に育てられているお子さまが病院などで診療を受けた際に、窓口で支払った費用を全額市が助成する制度です。

【病院などの窓口での支払いについて】

対象	年齢区分	窓口での支払い
お子さん	0～18歳（満18歳に到達後の最初の3月31日まで）	なし（医療費がその場で助成され、無料となる）
	18歳（満18歳に到達後の最初の4月1日から）～20歳の誕生日まで	あり（いったん窓口で医療費（自己負担分）を支払い、後日ご指定の口座へ助成金をお振込み）
父母または養育者	なし	あり（いったん窓口で医療費（自己負担分）を支払い、後日ご指定の口座へ助成金をお振込み）

※子ども医療費助成制度は0歳～18歳まで（満18歳に到達後の最初の3月31日まで）のお子さまのみが対象となり、小学生以上は500円の自己負担があります。母子家庭等医療費助成制度の対象となる場合は、お子さまは子ども医療費助成制度の対象外となります。（どちらかを適用とする）

Q.誰が助成の対象になりますか？

A.20歳に達する月までのお子さまを養育している、ひとり親家庭の父母、または養育者と、その対象となるお子さまが助成の対象となります。

Q.所得制限はありますか？

A.申請者（父母または養育者）および、同居している扶養義務者（申請者の父母や兄弟姉妹など）の所得が、一定の限度額未満である必要があります。具体的な限度額については、健康管理センターの窓口（子育て応援課）までお気軽にお問い合わせください。

Q.どのような医療費が助成されますか？

A.病院や診療所、薬局などで支払う、健康保険が適用される医療費の自己負担分が助成の対象となります。

対象となる費用 ・ 診察代、薬代、治療費等のうち、医療費の自己負担分

対象外の費用 ・ 健康保険が適用されない費用（健康診断、予防接種、入院時の食事代（標準負担額）、差額ベッド代、文書料、薬の容器代など）
・ 高額療養費および付加給付で支給される額
・ 保育園や学校等でのケガで「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付を利用される場合

申請方法や申請内容の変更・更新等に関すること

Q.助成を受けるための申請方法を教えてください。

A.健康管理センターの窓口（子育て応援課）で申請手続きをお願いいたします。
児童扶養手当の申請に来られた方には母子家庭等医療費助成制度もご案内しています。申請手続きを行った月の翌月1日からが助成の対象となります。

Q.市内での引越しや働き先が変わる（保険証が変わる）など、申請内容に変更があった場合はどうすればいいですか？

A.住所、氏名、健康保険の種類、振込先口座などに変更があった場合は、速やかに健康管理センターの窓口（子育て応援課）へ「変更届」のご提出をお願いいたします。手続きが遅れると、一時的に助成が受けられなくなることや、医療費の返還をお願いする場合がありますのでご注意ください。変更内容によって必要な持ち物が異なりますので、事前にお問い合わせください。

Q.受給者証の更新手続きは毎年必要ですか？

A.原則として毎年更新手続きが必要です。（受給者証の有効期間は11月～翌年10月末までの一年間）毎年7月末頃に、子育て応援課から更新に関するご案内を郵送いたします。前年の所得状況などを確認し、引き続き助成を受けられるかどうかの審査を行いますので、必ず期限内にご提出をお願いいたします。

Q.ひとり親ではなくなった場合、手続きは必要ですか？

A.婚姻等でひとり親ではなくなった場合、受給者証の返却が必要です。市役所（市民課）または健康管理センター（子育て応援課）まで返却をお願いします。お子様は子ども医療費助成制度の対象となりますので、小浜市役所（市民課）で申請が必要です。

病院等の受診方法に関すること

Q.実際に病院を受診するときは、どうすればいいですか？

A.県内の医療機関等を受診される際は、窓口で「健康保険資格を確認できる書類（マイナ保険証、資格確認証など）」と、市から交付された「受給者証（医療費受給資格証）」を一緒にご提示ください

Q.県内の病院を受診した際、受給者証を持っていくのを忘れてしまいました。どうすればいいですか？

A.受給者証をお忘れになった場合は、いったん医療機関の窓口で医療費（保険診療の自己負担分）をお支払いください。

後日、健康管理センターの窓口（子育て応援課）へ「領収書（原本）」「申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）」「受給者証」をお持ちいただき、『償還払い』の申請をしていただくことで、後日ご指定の口座へ助成金をお振り込みいたします。

（※同月内であれば、再度医療機関の窓口へ受給者証を提示することで、その場で精算（返金）してもらえる場合もあります。まずは受診された医療機関へご相談いただくことをおすすめします。）

Q.県外の病院を受診した場合はどうなりますか？

A.県外の医療機関では「受給者証」が使えないため、いったん窓口で医療費（自己負担分）をお支払いください。後日、健康管理センターの窓口（子育て応援課）へ「領収書（原本）」「申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）」「受給者証」をお持ちいただき、『償還払い』の申請をしていただくことで、後日ご指定の口座へ助成金をお振り込みいたします。診察等を受けた月の翌月から起算して2年以内であれば医療費助成の申請ができます。